

ほうえらす

special feature 特集

高齢者が笑顔で暮らせる 社会に向けて 4

座談会：成年後見制度のいま

民生委員に聞く：愛媛県松山市清水地区の例

平成25年度法テラス全体が取り組むテーマ「高齢者・障がい者への法的支援」



インタビュー

女優

草村礼子さん

人を“高齢者”とか“認知症”と
ひと括りにしたくないですね 2

震災関連NEWS 9

スタッフ弁護士からのメッセージ10

連載コラム 11





76歳まで現役看護婦として働いた母 私は母の「働く同志」だった!?

●相原 長いキャリアを持つ草村さんですが、女優さんになられたきっかけは？

●草村 中学2年生の時、友達に頼まれて文化祭の劇で代役をしたことです。当時、私は友達が少ない、引っ込み思案の少女でした。劇に出るなんて恥ずかしくて絶対には嫌だったのですが、「やってくれなかったら絶交す

人を“高齢者”とか“認知症”とひと括りにしたくないですね

る」と言われ、友達を失いたくない一心で死ぬ気で舞台上に立ちました。そうしたら、全校生徒から拍手喝采。皆が喜んでくれたって錯覚したの。嬉しくて、母と同じ看護婦か保母になるという夢をスパッと捨てて、演劇をする人になろうと決意したんです。

●相原 お母様は看護婦さんでいらした？

●草村 助産婦として自宅で開業していたのですが、父が亡くなり、母一人で3人の子

どもを育てなければならず、病院で住み込みの看護婦として働くようになりました。ですから、私は小学3年生の時から家事を全部こなし、兄と弟の面倒をみていたんです。母は、兄や弟の名前をちゃん付けて呼ぶのに、私のことは「礼子さん」と言っていましたね。いまにして思えば、私を「働く同志」として扱っていたのでしょう。母は55歳で定年を迎えた後で別の病院に婦長として迎えられる、その後21年間勤務。76歳の時、私が「退職勧告」を出したのですが、ボケても困るので、母を私の付き人見習いとして雇い、当時、私がやっていた一人芝居の公演に同行して、受付係等をしてもらいました。人当たりが良いので、お客様には好評でした。

●相原 ずっと働かれていたなんて、お母様はご立派ですね。

●草村 55歳の母をスカウトされた院長先生がスゴイんです。神経科の病院だから可能だったのかしら？いま高齢者イコール高齢者問題となってしまう風潮がありますが、年をとったからこそできる仕事ってたくさんありますよね。私のように大好きなダンスを活かしたボランティアを思い付く人間もいますしね。高齢者イコール困った「問題」ではない、別の切り口があってもいいのではないのでしょうか。この間、電車の中で、私が出演した映画『仁侠ヘルパー』を見たという介護関係の方に声をかけられました。40代くらいの女性でしたが、「認知症の人を丁寧に演じてくださり、

≫ インタビュー

村 礼子

女優

さん

ありがとうございます」とおっしゃるのです。私の演技が認知症の方を理解する手助けや、介護しているご家族への励ましになっているのかしらと、嬉しく思いました。

音楽に合わせ、ゆったり揺れる心も体も活性化する「夢のダンス」

●相原 平成17年から始められた社交ダンスによるボランテア「夢のダンス」は、脳梗塞で倒れたお母様の介護体験から思いつかれたそうですね。

●草村 多くの高齢者施設は「入所者が安全にケガなく一日を終える」ことで手一杯。無事に暮らしてはいるけれど、気持ちの弾みがないですよ。私たちの「夢のダンス」では、高齢者の皆さんがよくご存知の懐かしい曲に乗って、ダンスのスイング感を味わっていただけます。社交ダンス愛好者のボラン



「夢のダンス」を楽しむ高齢者の方と草村さん。草村さんの指導を受けたサークルにより、「夢のダンス」は仙台、新潟、松江等でも行われています。

テアと手を合わせ、ゆったりと揺れるのが基本で、男性ボランテアと手をつないで揺れると、90歳の方も頬がぼっと赤くなり、笑顔がこぼれます。男の人と女の人が堂々と手を取り合えるのは社交ダンスの特権。そのトキメキで、心も体も活性化するので。

●相原 「夢のダンス」は、具体的にどのように行われるのですか。

●草村 例えば、入所者の方が40人だとすると、皆さんに輪になって座っていただき、20人のボランテアが順次入れ替わってお相手します。中には、私と手をつないでいるのに、「次の曲はお目当ての男性だわ」って気もそぞろになる方もいらっしゃるんですよ。曲が終わっても手を離さない方には、私が「パートナーチェンジです」と、ひっぺがす（笑）。そう、「明日は夢のダンスだから、あのブラウスを着よう」という人が現れたりするのね。心にあふつと風が入るようなワクワクする気持ちは、とても大事だと思います。

辛い生活をしていた時にあつたかく生きる人に支えられた

●相原 高齢者に接するにあたり、気を付けていらつしやることはありませんか？

●草村 「夢のダンス」には「つだけ決まりがある。それは、猫なで声で「おばあちゃん、おいくつ？」なんて言わず、普通にお話すること。耳が遠い方には大きな声で、認知症の方には2回言えばいい。ちよつと子ども返り

している方も、魂まで子どもになっているわけではありません。親切のつもりでも、言われたほうは気分が悪いのではないでしょう。それから、認知症だから年寄りだからと括らないで、「一人の人として大事にしましょ」と言っています。組んだお相手を大事にするのが社交ダンスの基本マナーですし、人から大事にされると元気になりますものね。

●相原 高齢者だけでなく、人に丁寧に接してもらえば、誰でも嬉しくなります。

●草村 この20年間私は、色紙を頼まれた時は「あつたかく生きる」と書いてます。9歳で主婦をしていた時、近所のおじちゃんが「礼子の笑顔を見ると、こつちまで元気になるよ。100万ドルの笑顔だな」と声をかけて、毎日エールを送ってくれたんです。そういうあつたかい心の人に囲まれていたから、私たち兄弟3人は無事に大人になりました。また、私が一人芝居を続けられたのも「今度、チラシを4〜5枚ちょうだい。知り合いに勧めるわ」というお客様の言葉に励まされたからなの。ですから、私自身もあつたかく生きたいなと思うようになりました。色紙には、自分を律するための言葉を書いているんです。

●相原 誰もが地域の中で普通に生きていけることが大切ですね。高齢者や障がい者はおもろろん、トラブルを抱えて困っている方が笑顔になれるよう、私たち法テラスも頑張ります。本日は、良いお話をお聞かせいただき、ありがとうございます。

草

草村礼子 くさむら・れいこ

1940年東京生まれ。劇団「炎座」「国芸」を経て、劇団「東京小劇場」の幹部女優として16年間活動後、フリーに。90年に一人芝居『じよんがら民宿ごぼれ話』で文化庁芸術祭賞、96年に映画『Shall we ダンス?』でキネマ旬報ベストテン助演女優賞等7つの映画賞を受賞。近年の主な出演映画に『HOME 愛しの座敷わらし』『仁侠ヘルパー』『ひまわりと子犬の7日間』等がある。

【聞き手】法テラス 広報室 室長（現・本部 事務局長） 相原佳子

●インタビューを終えて/草村さんのお知り合いが法テラスでトラブルを解決されたというお話も伺え、大変嬉しく思いました。



高齢者が笑顔で暮らせる 社会に向けて

平成12年、介護保険制度とともに発足した成年後見制度。認知症高齢者が平成27年には345万人になると言われる中、この制度は十分に機能しているのでしょうか。成年後見の第一線で活躍されている皆さんにお集まりいただき、ご担当された事案や地域事情、制度の課題等についてお話しいただきました。併せて、愛媛県松山市で民生委員をされている岩田秀樹さんの活動、並びに法テラスの地方事務所における取組についても紹介します。

座談会 成年後見制度のいま

社会福祉士、弁護士、司法書士
それぞれが関わる成年後見

—まず自己紹介を兼ねて、皆さんのお仕事の概要を紹介いただけますか。

須田 横浜で法人後見を行うNPO法人「よこはま成年後見つばさ」の理事長を務めています。私たちが法人後見を始めたきっかけは、東日本大震災。大震災の直後、横浜市が開設した一時避難所で生活相談を行うために市役所の福祉職OBが集まったのですが、この先も何かやろうと、身上監護を重視した成年後見を行うNPO法人を立ち上げました。10月に設立し、翌平成24年2月に第一号を受任、これは横浜初のNPO法人による法人後見です。設立メンバーは15人、いまは33人おり、その半数が社会福祉士とし

て長年、個人後見を手がけてきた人たちです。横浜家裁の内規により、私たちが受けた成年後見はまだ1件ですが、1年経ったいま、14件ほど相談がきています。

熊田 弁護士としては、高齢者・障がい者問題に比較的長く関わってきました。私が成年後見に関わる場合、個人的に受任する場面と、地域の成年後見センターの設立・運営に携わる場面の2タイプあります。現在、個人的に受任しているのは14件。比較的多く手がけられるのは、うちの事務所に社会福祉士さんがいるからです。地域でセンターを立ち上げる活動については、一番古いのが岐阜県東部にある平成15年設立のNPO法人「東濃成年後見センター」で、ここは現在7名の職員で約120件の後見を行っています。行政から約4000万円の予算がつくので、報酬を

気にせず受任できます。あと社協型の後見センターとしては、愛知県の田原市、豊川市、三重県の孤野町等です。市民後見人を養成する「伊賀地域福祉後見サポートセンター」では運営委員会の委員長を務めています。

奥村 私は平成17年に初めて後見人に選任されました。被後見人は、昭和62年に禁治産宣告を受け、精神病院に入院していた方です。最初はお兄様が、お兄様が亡くなった後



熊田 均さん

弁護士、日弁連「高齢者・障害者の権利に関する委員会」委員長
弁護士としての後見はもちろん、東海三県においてNPO法人や社会福祉協議会による成年後見センターの設立・運営に多くの実績

はお姉様が後見人をしていましたが、病院への支払いが1年ほど滞るようになり、裁判所が調査した結果、お姉様が認知症になっていて財産管理等はできない状態でした。その後、親族には後見人のなり手がなく、裁判所から司法書士会（リーガルサポート）を通じて、私に後見人就任のお話がありました。

—これまでにご担当された成年後見の事例を教えてください。

須田 福祉事務所長時代、最初に担当した認知症の方は、いろいろなところで断られ、私のところに来ました。断られた理由は、報酬を支払うお金がなかったから。私たちが法人後見として受任した件も引き受け手がなかった。在宅の一人暮らしで、近隣とのトラブルや徘徊しての交通事故等の心配があり、対応が難しいからだそうです。私に言わせれば、そんな例はたくさんあるんですよ。

熊田 私の場合、遺産分割や消費者被害にあって裁判を起こす等、財産が絡んだ問題が比較的多いですね。あと、高齢者虐待による分離事案。これは、息子の母親に対する経済的、身体的虐待で、息子がヘルパーを断り、家の中がぐちゃぐちゃになって、お母さんがやせ衰えているのを区役所が発見。区長申立てで後見人となり、母親を施設に逃がしました。

奥村 ケアマネージャーさんからの紹介で、補助人を務めている案件があります。ご主人が少し認知症のある奥様をお世話されていたのですが、ご自身が癌で余命宣告され



奥村倫子さん

愛知県司法書士会 専務理事

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部幹事、市民後見人を養成・支援する「名古屋市成年後見あんしんセンター」運営協議会委員も務める

てしまい、「認知症の妻を残して死ねない」という悩みを抱えていらつしやいました。当初はご主人がまだ動くことができたので、ご主人をサポートする形で奥様の補助人に就任。1年後、ご主人が亡くなられ、奥様が一人でマンションに生活されることになりました。独居は難しいと思つたのですが、ご本人の意向はご主人との思い出のある家にいたい、ご主人にも生前「妻がこの家で長く生活できるように、あなたに頼んだ」と言われていたので、介護関係の方々と連携し、デイサービス等も利用しながら、できるだけご自宅で過ごせるような体制を作っています。

地域によって異なる担い手の育成

—専門職以外に、法人後見や市民後見等もありますが……。

熊田 法人後見の位置付けは地域によって全然違います。東濃や田原等の法人後見セ

ンターは、地域に受け皿がないため、本来なら専門職が受けるような事案も受けてます。一方、都市の場合は専門職がいるので、法人後見はセーフティネット的な役割を担う。あと、法人後見と市民後見のどちらを中心にするかも地域によって違います。大阪は市民後見型ですが、東海三県は行政が予算をつけて法人後見をすることが多い感じです。

奥村 名古屋市は市民後見を選択しており、運営は市社協に委託。市民後見は1月現在7件で、全件、市社協が後見監督人に就いています。市民後見の方とお話しする機会があったのですが、その方は頻繁に被後見人に会いに行く等、より身近なところで活動していらつしやる。専門職だとさすがにそこまではできません。紛争性のない案件については、市民後見という選択も有効だと思います。

須田 法人後見には、長所も多くあります。今後の成年後見制度の普及には、専門職と言われる職業後見はもとより、法人後見と市民後見が大事だと思います。ですが、平成23年の統計を見ると、全国で約3万件の申立てのうち法人後見は1050件、市民後見は92件だけ。横浜市でもようやく市民後見人の育成に乗り出したところです。

現場で直面する成年後見制度の課題

—後見人を引き受けて困っていること、この制度の課題等を教えてください。



須田幸隆さん

特定非営利法人よこはま成年後見つばさ 理事長

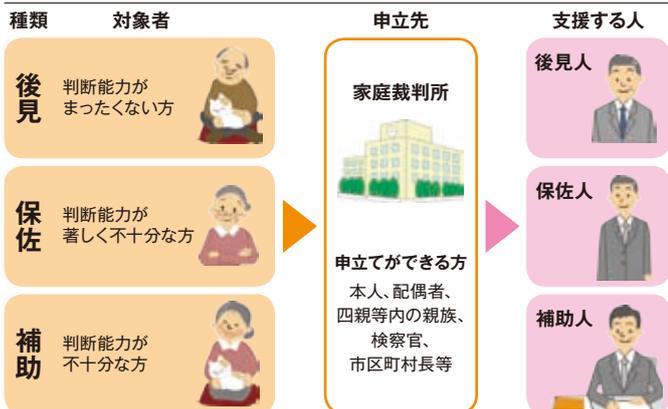
横浜市の職員時代に、生活保護のケースワーカーから福祉事務所長まで務める。成年後見については社会福祉士として11年のキャリア

須田 手術時の医療同意がありますね。私が最初に担当した方も、数年前、胃ろうをやるかどうかという話になりました。型通り「後見人にはその権限がない」と話したところ、お医者さんから「それは分かっている。最後は医師の倫理としてちゃんとやるから、須田さん、意見を言え」と言われ、私は「特養にいた方なので、終の住処はやはり特養にしてみたい」と。というのも、胃ろうなら特養で受け入れ可能だからです。私は同意書ではなく、「説明を受けた」とカルテに署名。手術は成功し、その方は特養に戻り、そこで最期を迎えられました。

奥村 親族後見をサポートした時、親族の方から「病院から後見人としての同意を求められた」という相談もありました。いまでも後見人の同意がないと手術等の処置をしないとと言われることがあるようです。

須田 それと、これは私がずっと追いかけてきたテーマですが、成年後見制度は資力

【法定後見制度】



成年後見制度には、上記の「法定後見制度」と「任意後見制度」2種類がある。

【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ、自分の後見人になってもらう人と公正証書で任意後見契約を締結し、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を援助する制度

の乏しい人でも使える制度でなくてはいけないということ。財産管理のための制度だと言われてきた成年後見制度ですが、そうじゃないでしょ。私たちは既に、成年後見制度に関わる生活保護法の改正意見を横浜市に提出しています。

熊田 成年後見制度の性格付けについては、まだ両論ありますね。一つが財産管理を中心にした制度であつて、いわゆる権利擁護は

表1：過去5年における申立件数

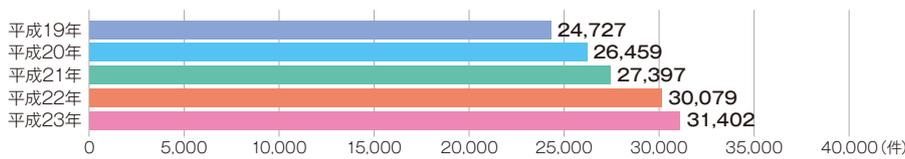


表2：後見人等と本人との関係別件数(平成23年)

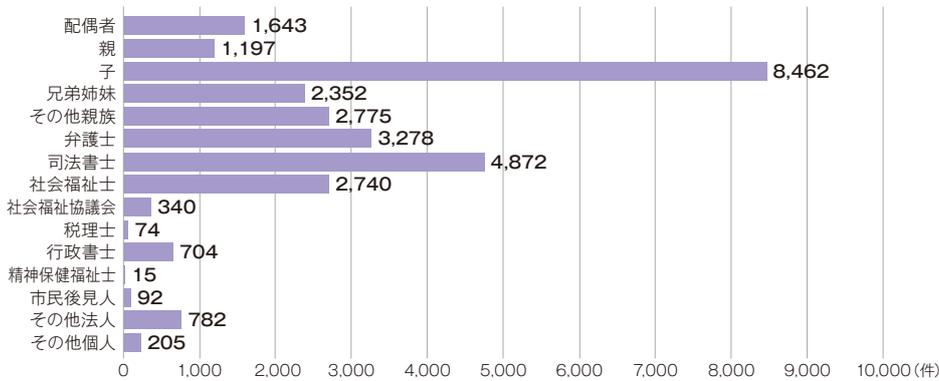
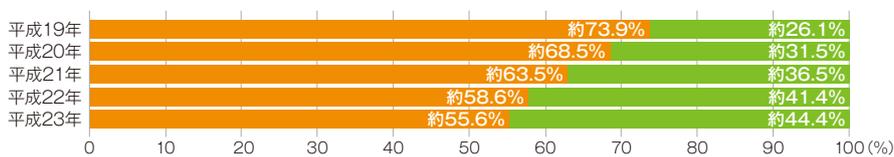


表3：後見人等への選任(親族と第三者の比率)



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」 <http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/>
表3は出典データを元に編集。

平成12年4月、それまでの禁治産制度に替わるものとして介護保険制度と合わせてスタートした成年後見制度。これらの関連データから分かることは、年々「成年後見制度」の申立(利用)件数が増加していること。そして、かつてのように親族ではなく第三者が後見人等に選任されるケースが増えていることです。

その結果生まれるものにはすぎないという考
え方。もう片方は、むしろ権利擁護の制度な
らんと。典型的な例が被後見人の個人情報
開示についてプライバシー保護を踏まえて
判断する場合。これは財産管理に関する行
為ではないので後見人の権限ではないはず
なのに、事実上、やっているだろうと。つま
り、後見制度は財産管理を中心とした制度
から権利擁護に変わったんだという考え方で

すね。この両論があり、いまちようど分かれ
目の時期なのかと感じます。
**まだまだ少ない利用者
法テラスは制度の普及・啓発を**
—法テラスとの連携、あるいは本制度につ
いてのご意見をお聞かせください。
奥村 地域の職員さんやワーカーさんは、お

Key Words

法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等となり、保護・支援を行うこと。一般的には、複数のスタッフで対応するため安定したサービスが期待できる等のメリットがある。

市民後見

弁護士や司法書士等の専門職以外の一般市民が、養成講座等の講習を受けて後見人等となり、保護・支援を行うこと。今後、介護サービス利用契約の支援等を中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の活動が期待される。

複数後見

裁判所が必要と認めた時は、複数の後見人が選任される。例えば、親族が身上監護、弁護士が財産管理を分担することもできる。

身上監護

後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。介護労働そのものを行うことではない。

後見(保佐・補助)監督人

成年後見(保佐・補助)人が、適切に活動しているか監督するのが後見(保佐・補助)監督人。家裁が必要と認める時に弁護士、法人等から選ぶ。

成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な人に対し、その費用の全部または一部を助成する事業。

金がかかることを心配されます。法テラスなら資力要件を満たしていれば相談は無料。その後、後見人の報酬が発生する場合でも、市町村の成年後見制度利用支援事業が利用できる場合もあります。成年後見制度はお金のない人には関係ないと思っている方もいらつしやるので、そこを変えていければいいなと思いますね。
須田 生活保護を受けている人にはケースワーカー、判断能力が不十分な方には後見人というソーシャルワーカーが付いています。生活に困っているから、判断能力が不十分だからということに限らず、必要な人にはソーシャルワーカーが付くような、ソーシャルワークが活かせるような社会であってほしいと思います。

ケース検討会に来てくださいますし、債務整理や法的な問題を法テラスに委任することもあります。また、出張相談や代理人による相談もできるので、福祉関係者は助かっているようです。今後、法テラスさんをお願いしたいのは、成年後見制度の普及・啓発。この制度は、ドイツでは約130万人の利用者がいると言われてます。日本の人口はドイツの倍ですから、本来なら200万人以上の利用者がいてもいい。それが現在15〜16万ということ。まだまだ普及していないということです。専門職後見や法人後見、市民後見、それぞれ持ち味があるので、うまく使っていきたいですね。
—皆さんのお話を伺うことができ、大変勉強になりました。ありがとうございます。

特集 高齢者が笑顔で暮らせる 社会に向けて

民生委員に聞く 愛媛県松山市清水地区の例

古い歴史を持ちながら、意外と知られていない民生委員の活動内容。今回は特集にあわせ、民生委員の高齢者サポート事例を紹介します。話して下さったのは、愛媛県松山市清水地区で活動する民生委員・岩田秀樹さんです。

■65歳以上の独居高齢者宅を定期訪問

松山市の中央に位置する清水地区の住民数は約2万3000人、そして高齢化率は20.7%（平成24年4月1日現在）。当地の民生委員が日常活動でメインとするのは、独居高齢者宅への定期訪問だといいます。

「いま、清水地区には民生委員は50人います。女性が多くて平均年齢は67歳。それぞれ高齢者・児童・障がい者のいずれかの部会に所属していますが、メインの活動は所属部会に関わらず、全員が65歳以上の独居高齢者宅を訪問すること。多い人だと一人で20人ぐらいの独居高齢者を担当しています。それと、松山市には「みまもり員」という独自の制度があり、清水地区にも21名



岩田秀樹さん

清水地区社会福祉協議会会長
清水地区民生委員・児童委員協議会会長
現在69歳。「いきがい交流センターしみず」の設立に関わるなど積極的な活動を続けている。

のみまもり員がいます。民生委員2〜3人にみまもり員1人が付き、一緒に独居高齢者宅を訪問するようになっていきます。異常の発見件数は年間数件。それでもこの活動で助かった例もあります」

■小学校との連携―空き教室の利用―

清水地区の民生委員を紹介する際、忘れてならないのが「いきがい交流センターしみず」での活動。当センターは、社会福祉協議会と連携して平成14年に設立されたもので、市立清水小学校の空き教室を、高齢者の生きがいづくりの場、地域福祉の拠点として活用するという四国初の取組です。

「設立当初から民生委員も加わり、デイサービスに訪れる高齢者への対応や、毎年開催される『しみず祭』にも積極的に関わっています。当初は学校内に設立されたこともあり、一部で反対される方もいました。しかし、デイサービスで訪れる高齢者と小学生との昼食交流会や、民生委員をはじめとした地域の人がゲストティーチャーとなっていく授業等、いまでは地域にとって大切な拠点となっています」

■民生委員だからこそできること

後任者の選出が厳しいとされている民生委員。その民生委員になって今年で26年目を迎える岩田秀樹さん。活動を通して感じていることをいくつか挙げていただきました。

「活動内容を詳しく知らずに民生委員になる人もいますが、実際に活動すると高齢者の方から感謝の言葉をいただき、やって良かったと思うようになります。任期は3年ですが、清水地区では大半の方が継続して民生委員をやっています。それと、地域の独居高齢者は誰が民生委員かを知っているのが『民生委員です』と言うと、安心して迎え入れてくれる信頼感があります。私自身も、デイサービスに来ていらっしゃる方から『会長、白髪増えたね』と気軽に声をかけられると、やりがいを感じますね。高齢者が笑顔で暮らせる社会とは、地域が1つの家族みたいな関係づくりができる社会なのだと思います」

最後に、法テラスの印象についてお聞きしましたが、無料で法律相談ができる民事法律扶助等の詳しい業務内容についてはご存知なかったとのこと。民生委員も法テラ

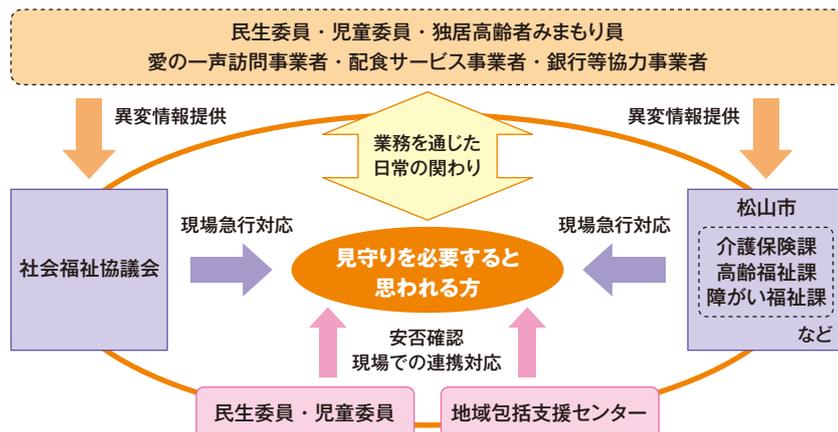


デイサービス利用者と小学生の昼食交流会



「しみず祭」でのイベントの様子

松山市での民生委員の位置付け



スをうまく利用できる可能性があるので、これから松山市での周知にご協力いただくとこの言葉をいただきました。

民生委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。（厚生労働省ホームページより）

- ・ 任期：3年
- ・ 定数：全国で233,526名（H24.3.31現在）
- ・ 歴史：大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされている。

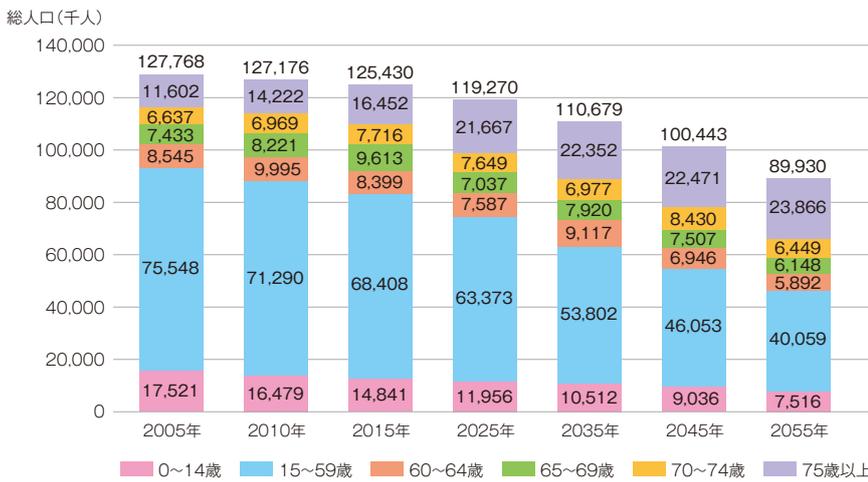
特集 高齢者が笑顔で暮らせる 社会に向けて

平成25年度 法テラス全体が取り組むテーマ

「高齢者・障がい者への法的支援」

日本の高齢化率は23.3%（平成23年10月現在）と高く、今後さらに上昇を続ける見通しです。また、高齢者・障がい者が抱える問題は、地域に関係なく都市部でも司法過疎地でも存在します。これらの問

年齢区分別将来人口推計



出典:内閣府「平成23年版 高齢社会白書」

題を総合的に解決していくためには、福祉的支援と法的支援の連携が不可欠です。

そこで、法テラスは、平成25年度から一定期間、「高齢者・障がい者への法的支援」を法テラス全体で取り組むテーマに設定し、全国的に展開していきます。

高齢者・障がい者向け出張相談

法テラスでは、地方事務所または契約弁護士・司法書士の事務所等で相談を行うのが原則ですが、相談者が高齢者・障がい者の方等、相談場所に来ることが困難な場合は、出張相談を利用できることがあります。ご利用の詳細は、お近くの法テラス地方事務所にお問い合わせください。また、法テラス・サポートダイヤルから地方事務所をご案内することもできます。

総合法律支援法(連携の確保強化)

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

たつては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

ご存知ですか？

成年後見制度の拡充を目指す 佐渡モデル

注目される市民後見人

本誌21号(平成24年7月発行)でも紹介しましたが、法テラス佐渡と関係機関の協力により、昨年4月佐渡市社会福祉協議会に成年後見センターが開設されました。その後、同センターでは新たな後見人・支援者の育成を目指して市民向け「成年後見連続講座(全8回)」を、昨年8月から本年2月にかけて開催。同講座への参加者にアンケートをお願いしたところ、延べ111名の方が「条件が整えば、自分も成年後見人になってみたい」と回答。

また、こうした反響もあり、佐渡市では平成25年度から市民後見人の養成を始めることを決定しており、将来の後見需要を支える「専門職」「センター」そして「市民後見人」の3本柱づくりがスタートしたことになります。

本格的にスタートする市民後見人の養成

同センターの運営委員会委員長を務める水島俊彦弁護士(法テラス佐渡スタッフ弁護士)は、「後見過疎問題は、ここ数年のうちに顕在化し、問題を抱える自治体が激増すると予想されます。佐渡モデルを全国に発信することで、全国の自治体での成年後見拡充の後押しになればと願っています」と述べています。



高齢者の方と談話する水島俊彦弁護士(手前)



後見連続講座の講師を務める水島俊彦弁護士

震災関連 NEWS

3月17日に法テラスふたばが福島県双葉郡
広野町に、そして24日には法テラス気仙が岩
手県大船渡市に、それぞれ開所しました。当日
は、出張所開所に携わる多くの支援者の皆様
にご参加いただき、開所式が行われました。
これで法テラスの被災地出張所は全部で7
か所（宮城県に3か所、岩手県と福島県に各2
か所）となり、広範囲にわたって、法的なお悩
みに対応できるようになりました。

法テラス被災地出張所

法テラス気仙

- 設置場所：岩手県大船渡市盛町宇津野沢9番地5
- 電話：050-3383-1402
- 大船渡市だけでなく、陸前高田市、住田町等に居住され
ている方々のご利用も想定しています。



法テラスふたば

- 設置場所：福島県双葉郡広野町広洋台1丁目1番89
- 電話：050-3381-3805
- 広野町、川内村、楡葉町等双葉郡からいわき市内等に避難
されている方々もご利用いただけます。

佐川孝志本部署務局長に聞く

被災者支援は「近いところから」そして「継続的に」

東日本大震災が発生して2年。法テラスはどのように被災者支援をしてきたのか？
この2年間、陣頭で指揮を執ってきた佐川孝志本部署務局長に振り返ってもらいました。

た、これは大きいです。

■段階に応じた被災者支援

初期段階での対応は、弁護士会等との共催
による電話相談や情報提供、それに、避難所
や仮設住宅等での巡回法律相談が主なもの
でした。ただ、主な被災地は東北の沿岸地域
で、いわゆる司法過疎地域。本格的な司法支
援サービスを提供するには弁護士が常駐す
る出張所が必要と考え、平成23年10月の南三
陸を皮切りに、3県の7か所に設置したの
です。その際のポイントは3つあり、地元自治
体の全面的な協力を得ること、地域事情に詳
しい地元の人をスタッフに採用すること、
そして公的なアクセス手段を含めインフラ
がダメになっているので、こちらから出向け
るよう巡回相談車を用意したことです。

■大きかった震災特別法の施行

今回の被災者支援で大きな力となったの
は、やはり「震災特別法」が施行されたこと
です。せっかく相談窓口に来られても、家
族や家屋等の財産をなくした方に「ご家族
は何人ですか？ 資産はどのくらいありま
すか？」とは聞きにくいもので、窓口の担
当者もやりにくいと常々言っていました。
それが、被災者であれば、資力に関係なく
誰でも無料で法律相談ができるようになって

■司法からのアクセスへ

阪神・淡路大震災で法的支援を行った
経験から、被災者支援は「近いところから」そ
して「継続的に」と考えていました。これを
形にしたのが今回の被災地出張所であり、
「司法からのアクセス」というアウトリー
チです。すでに2年経ちましたが、被災者
の方々が抱えている法的問題はまだまだ多
く、積極的に利用していただければと思い
ます。それと、これまでは「相談があれば来
てください」という受け身の姿勢でしたが、
被災地出張所で示した我々の方から利用者
や関係機関に飛び込んでいくというスピ
リッツを、今後の法テラスの活動で生かし
てほしいと思っています。



〔注〕佐川孝志本部署務局長は3月末をもって退任し、4月から特別参事に就任

スタッフ弁護士からの メッセージ

15

法テラス雲仙法律事務所

かきのき たすく
柿木 翼

現在、全国各地の法テラスでは、約220名の弁護士がスタッフ弁護士(常勤弁護士)として活躍しています。今回は、法テラス雲仙法律事務所の柿木翼弁護士のメッセージを紹介します。

■雲仙市では唯一の弁護士

法テラス雲仙は、平成23年1月に、長崎県内7番目の法テラス法律事務所として島原半島西側に位置する雲仙市に開設されました。島原半島には、島原市、雲仙市、南島原市の3つの市があり、それぞれ約5万人が住んでいます。しかし、裁判所のある島原市には、弁護士が2人いたものの、雲仙市、南島原市には一人も弁護士がいなかったため、当事務所が開設されることになったのです。

現在でも、島原市の弁護士こそ一人増えたものの、雲仙市は私一人だけであり、南島原市には弁護士が一人もいません。

そのような中であって、私が特に重視しているのが、地域の関係機関との連携です。それは、弁護士一人で直接やれることは限られていると思うからです。弁護士一人で住民の法的問題を全て解決するのはそもそも不可能です。しかし、地域には、消費生活センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、地域に根ざした様々な関係機関があります。これらの機関と協力することで、弁護士一人が孤軍奮闘

するよりも何倍もの問題に対処できると思うのです。

■対応方法はケースに応じて

そこで、私は、まず、関係機関の勉強会などに行けるだけ参加するようにしています。その際、典型的な事例について解決方法を示すとともに、もつと難しい問題が発生した場合には連絡して欲しい旨伝えておきます。すると、担当者が難しい問題に直面した場合に、当事務所に連絡してくれます。その後、私の方で法的問題点を検討し、

担当者へのアドバイスで済むようであれば、それを伝えるに留めますが、簡単にはいかない案件であれば、本人と事務所に来てもらい、私が直接相談を受けたり受任することを担当者と一緒に検



左より、事務職員村山さん、柿木弁護士、事務職員浦田さん



柿木弁護士が雲仙普賢岳に登頂した際撮影。奥に見えるのは、大噴火によってできた日本で一番新しい山「平成新山」。

討します。これを何度か繰り返すと、その担当者とすっかり顔馴染みになり、以降、当事務所に気軽に相談してもらえますし、私の方からも色々お願いしたりすることができるようになります。

このようにして少しずつ築いてきた関係機関との協力関係は、法テラス雲仙にとってとても貴重な財産です。私の雲仙での任期も残り1年を切りましたが、この関係機関との貴重な関係をしっかりと次のスタッフ弁護士に引き継いでいきたいと思っています。

地域住民の法的問題を解決するには 関係機関との連携が不可欠

ほ法、なるほど。

「悪法もまた法なり」と言うように、法律は守らなければならぬ。これは、世界中、法が存在する社会の常識です。でも、なぜか。今の日本だと「国会で作った法律は主権者である国民の意思を示すから」が回答になるでしょう。

ところが、法は神の教えだから背いてはならない、そういう答えもありうる。ちなみに『現代法律百科大辞典』（ぎょうせい刊）で「法源」を引くと「法哲学上は神の意志や主権者の命令など法の究極的妥当根拠を（中略）意味する（後略）」とでてきます。

神の意志を法源とする法律の典型が、預言者ムハンマドが得た啓示に基づくイスラム法です。『新イスラム事典』（平凡社刊）はイスラム法を意味する「シャリーア」を次のように説明します。「神が信徒に対して遵守を命じた規範の体系」「公・私両法にわたる『法的規範』をも含む」「社会生活にかかわる規定の大部分は同時に裁判規範でもある」。イスラム法は日本にはなじみが薄いけれども「一四世紀間にわたって広大な地域で国家や社会を円滑に運営してきた実績」（小杉泰著『イスラーム世界』）を誇る一大法体系なのです。

イスラエルは中東のイスラム圏にポツンと存在するユダヤ教の国です。ただ地域の込み入った歴史的・宗教的な事情を映して、住民の四分の一はユダヤ教徒以外のイスラム教やキリスト教各派の信徒で、それぞれの宗教コミュニティを尊重した大変ユニークな司法制度があり

法のみなものは？



法テラス理事
安岡崇志

ます。一九二二年に滅亡するまでイスラム世界の大半を支配したオスマン帝国による宗教宗派別の家族法裁判所が今も機能しているのです。

オスマンの後にこの地域を統治した英国はイスラム、ユダヤ、キリストなど計十一の宗教宗派別の裁判所を存続させ、一九四八年に建国したイスラエルも制度を引き継ぎ、さらに宗教裁判所を増やした——これが今日までの経緯です。

オスマンは衰亡の淵に立った一九世紀中ごろ以降、帝国の西欧化に取り組み、イスラム法に代えてヨーロッパの法律と司法制度を取り入れます。しかし婚姻や親族、相続に関わる決まり、習わしは宗教宗派ごとに形成された社会に深く根付いているため、家族法の法制度は温存されたのでした。

一九七〇年代から今世紀に至ってもなお勢いを増す世界各地のイスラム復興運動は、組織や信条、方針は様々ですが、イスラム圏を覆った西欧化に異議を唱えイスラム法の失地回復を主張する点は共通します。そこでは、法律の源は神の定めでなければならないのです。

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役員は職務に取り組んでおります。

法テラス運営理念

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

- 一、私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
- 一、私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
- 一、私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
- 一、私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
- 一、私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

